

平成21年2月新城市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会宣言 平成21年2月5日(木) 午前9時31分
- 2 場 所 新城市はつらつセンター会議室
- 3 出席者 馬場 順一委員長、菅沼 昌人職務代理委員、中根 正介委員、
後津 順子委員、和田 守功教育長
- 4 委員以外の出席者
教育部長 夏目 勝雄 副部長兼庶務課長 今泉 敏彦
学校教育課長 浅倉 芳包 生涯学習課長 滝下 一美
文化課長 村田 道博 スポーツ課長 小倉 君夫

5 議事

日程第1 協議事項

市民いこいのプールについて

6 審議の経過及び結果

日程第1 協議事項

市民いこいのプールについて

(委員長) 本日の協議事項ですが、市民いこいのプールについてであります。この件については、先月27日に市長室へうかがい、話をしました。プールについては莫大な補修費になること、利用者が激減していること、市町村合併により作手のB&G、鳳来のゆ〜ゆ〜ありいな2つの市民プールができたことや民間のプールができたこと、さらに小中の子どもたちは学校のプールを利用できることから、他の事業との優先度を考え、プールの休止はやむを得ないと。一昨年の教育委員会議での結論になりました。休止ということですので、状況が好転すれば、再開もあり得るという含みをもった結論であったかと思えます。

穂積市長からは、地方に元気を出せというような交付金3億5千万円が出ることから、これまで財政が厳しいということで、カットしてきたものを、この交付金を使い、何か一つ新城市が元気になるような光を灯せないかというような考えでプールを再開したいということでしたが、これはよく理解できると思います。こういうときだからこそ、プールの再開について、教育委員会で再検討をしてほしいとの話でした。交付金という新しい財源ですので、学校の耐震化とか、これまでの事業計画には障りなくできるという話であります。

(委員) この前、市長にうかがったときに、私たちの意見としては、プールの中身について云々ではなく、教育委員会を飛び越えて話が出ている、そのことについて市長にただすということでした。

再開ということについては、何ら教育委員会に話もありませんでした。突然そういう話が出されました。前のときには、教育委員会にいろいろ論議をせよということでしたが、今回そのことについては一言も市長からの要請がありません。

要するに、教育委員会の役割というのは何なのですか。教育委員会の存在意義がなくなってしまうのではないか。やはり教育委員会にかかわる問題については、結論はどうなるかは別として、論議をしてほしいというなことを事前に出していただきたいし、そうすべきではないかという意見を出しました。

それに対して、市長からは、一応の謝罪のやり取りの後で、今のような話が具体的に出されました。再開についての是非については、その時点では持っていなかったもので、急遽こういう形で臨時教育委員会を開き、意見交換の場をもったというわけです。

(委員長) いきさつは、今言っていたとおりです。

(庶務課長) ただ今委員長からも言われました「地域活性化生活対策臨時交付金」が、総額では6千億、新都市に3億5千万円交付されることになりました。そこで、新年度計画で上げたものを前倒しで持ってきたという形です。緊急経済対策ということで、示されてきた内容は、教育委員会は、3億8千350万1千円という額です。これを今度の3月補正で前倒しにより進めるということで内示されたわけです。

本日用意した資料について、説明、補足説明等を行った。(庶務課長、教育部長)

- ・ 学校耐震補強工事等施設改修計画
- ・ 新都市公立学校施設耐震化計画一覧 (資料はいずれも別添)

(委員) 協和小学校校舎の耐震工事は、どうして延期になったのですか。

(庶務課長) 教育委員会から耐震補強実施設計費として要望している金額は108万円ですが、これを進めていくと、補強工事自体は5千万円かかるだろうということです。もう一つ先には学校再配置ということが視野に入ってくるのではないか、それなら耐震すべきではないということです。

(委員) それは分かりますが、協和小と同じような状態のところは、ほかにはないですか。

(庶務課長) 今の段階では、協和小だけです。

(委員) 今ご説明いただきましたが、市長との話の一つとして、今回の交付金については、緊急度の高い学校を前倒しで進めるというお話がありました。そのような使い道も含めて行政的判断と受け止めました。二重丸の事業は、臨時交付金と関係ないという話となると、市長の言う前倒しというのは何なのかが分かりません。

もう1点は、臨時交付金は、教育関係で使うためのものでもないので、全体をどのような配分で考えているのかということです。

(庶務課長) 臨時交付金の3億5千万円の対象にしたものは、トータルで5億9千万円ほど計上されています。教育委員会以外のものも10項目ほど上がっております。3億5千万円をはるかに超えています。いずれも予算ですので、入札という形になりますので、財政としても多い金額を対象事業としてとらえ、計上しています。

(委員) 教育関係はどのくらいになりますか。

(庶務課長) 先ほど申しましたように、3億8千350万円です。

(教育部長) 市長が前倒しと言うのであれば、21年度予算で要求したものを3月補正でやるから前倒しという意味ではないかと推測します。教育委員会としては、21年度に要求したものが、21年度予算ではなく、それより早い3月補正で対応するようになったということです。何ら項目が追加されたとか、新たに新しい事業を行うということではありません。

(委員) ということは、事業自体は交付金とは関係ないのではないですか。交付金が出たから前倒しにしたということですね。

(委員) 21年度予算の協議を待たず、補正でやるという意味では、前倒しと言えなくもないですが、何かすっきりしない気がします。

(教育部長) この補正でやることにより、新年度予算であれば4月1日以降でないと着手できないものが、3月当初から着手できるという意味では、早まるということになりますね。

(委員) 基本的なことですが、教育委員会の市民プールに係る位置づけは、どういふことでしょうか。18年12月の教育委員会で休止について苦渋の決断をしました。それは、市長サイドあるいは行政サイドから検討してくれというような話ではなくて、市の財政を斟酌し、私たちが優先度の高いものはほかにあると自主的に判断して、教育委員会として休止を決めたということです。だれからも言われておりません。そのように理解しております。

ところが、今回について言うと、市長サイドから「手順を変更して大変申し訳ない」と話がありましたが、それでは教育委員会の結論で事が動くのかということです。教育委員会というのは、本件についてどういう役割、位置づけにあるのかというのが、モヤモヤとしており、ここで

今真剣に議論していますが、ここで議論することについて、その結論は
どういう位置づけになるのかというのが、もう一つはっきりしません。
そこのところを確認しておきたいと思います。

(委員) 今のことは全く同感です。今までの話は、プールの問題を深めるため
に、予備知識として補正の使い道とかを聞いたわけです。その上で、プ
ールの問題について言えば、教育委員会は論議をせよと言いますが、既
に市のサイドからゴーサインが出て進んでいるような感じです。

例えば、教育委員会が、「それはまずい。もう1年待ってもいいのでは
ないか」というような結論を出したときに、市の行政、市長との関係で
言えば、そのような意見は通るのか通らないのか。ここで論議しても形
式だけのもので終わってしまうのか、ゴーサインが出ている中で、やる
べきかやらないべきかを論議することは全くナンセンスな話です。論議
をするということは、どういう結論になってもある程度尊重されるとい
った保障がない限り、この会で一生懸命論議してもいかなものかと思
います。

市長との話の中で、教育委員会の意見などは関係なしに進んでいる、
市長の考えでやるのだなととらえました。また急ぐ理由も分かりません。

(教育部長) 教育委員会は、教育委員会の所管する事業についての審議をする、と
いう位置づけにありますので、当然プールを休止するか、継続するかと
いうことについては教育委員会の審議議題とする必要があります。

したがって、今回の議論については、その審議結果を事務局として市
長にきちんと伝え、それによって市長がどう判断するかということにな
ります。最大限教育委員会の検討結果を100%尊重するということであ
れば、それに従った政策決定になるでしょうし、あるいは参考にする程
度ということであれば、若干修正された政策になるかもしれません。

いずれにせよ、教育委員会には予算編成権はありませんので、今回の
予算に絡む件で、どのくらい教育委員会の意向がそこで尊重されるか、
斟酌されるかということに尽きると思います。したがって、市長の姿勢
如何と申し上げるしかありません。

教育委員会は市長部局と独立したものであり、教育委員会の決定に従
う、尊重するということであれば、当然この決定事項がそのまま政策
になると思います。

付け加えるなら、期日的には、2月9日から補正予算を含めた議会対
応になりますので、2月9日の早朝までに政策決定しなくてはならない
と思います。今のところ、プールについては凍結しておりますので、市
長も教育委員会としても、何ら再開に向けた準備には着手してはおりま
せん。

(委員長) 昨年、教育委員全員で勉強してきた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」には、予算等についても教育長、事務局任せではなくて、教育委員会の責任で、申し出をすと決まっていますので、こちらの協議の内容については、市長も十分配慮していただけるものと思っています。先回教育委員会でも検討してほしいという話でしたので、考えていただけたと思います。

(委員) そのあたりは、今日どういう結論が出るにしろ、最初の段階できちっと市長に確かめた上で、話を進めてもらいたいと思います。市長の権限でいろいろ最終的になされていることは分かりますが。ここの会で終わることなく、必ずきちとした形で伝えていただき、少しでも私たちの意見が、反映されるということを期待しながら、論議をしないと、議論がむなしくなります。

(委員長) 今回は、そういう前提で協議をお願いします。

(教育長) 今のような形で、市長も日ごろから教育委員会の独立性、中立性を尊重してみえます。市議会におきましても、市民プールについて、教育委員会の考え方を述べてみます。それらを踏まえた上で、特別交付金という事態が出てきたので、教育委員会の考え方はどうなのかを改めて求めてみえたのです。

現段階における教育委員会の考え方をここでもう一度議論していただき、きちとした形で表明することは大事なことで、メッセージとして、市長にも、議会にも伝えなくてはならないことと思います。

教育長の立場は、非常勤の特別職という教育委員と、常勤の一般職の事務局職員という両方にありますので、微妙ではありますが、あくまでも教育委員会の独立性というのはこの委員会にあるわけですので、教育委員会会議で教育委員としての考え方を明らかにすることが大切で、それをもって主張することが肝心かと思います。

(委員) したがって、今日のこれからの論議は、プール再開予算を上げたいという市長の意向がはっきりしたものですから、そのことについての是非を含めて、再開する場合にはどんな条件があるかとか、そういった話にもっていく必要があります。

その口火を切る意味で、若干発言させていただきます。前回委員長がまとめていただいたような理由で、プールの休止を決めたわけですが。それから2年が経過して、情勢が何か変わったのかということ、今回、使えるお金が国から出たということは、大きな一つの変化です。ほかの利用者などについては、何ら情勢は変わっていません。このままで行けば外国人の居住人数も減っていくだろうし、新城市の人口も減る。小中学校のプールが充実されれば、一層プールの利用率は減っていくことが予想

されます。そうした中で、今まで以上の利用をとすることは、かなり本格的に対策をしない限りは、うまくいかないということは分かります。

先ほど現地でプールを見させてもらいました。あのプールに1億数千万円をかけて、この夏に間に合わせたいということです。なぜ来年ではいけないのかを疑問に思いました。今年の夏に再開するためには、まず仮の工事を行い、本格的工事はシーズンが済んでからやるというような話を聞きました。もしそうだとするなら、2年間延ばしてきたのだから、再開するにしてももう1年先に延ばすというのは、十分に夢と希望を与える1年だと思います。私の意見としては、プールの再開は賛成ですが、21年度でなく、時間をかけて22年度からでいいと思います。

(委員長) 教育委員会の所管に限らず、新城市全体の事業を見て、あのプールが優先されるかが1点、交付金を活用し来年で直すことができるのかが1点、この2点についてどうでしょうか。

(教育長) その前に、平成18年に市民プールを休止した苦渋の決断の理由を再確認したいと思います。市民プール、これはあればあった方がいいのですが、事業部制という限られた教育予算の中で、教育委員会として何が一番大切かを検討したときに、やはり子どもと市民の命を守ること、担保すること、これが大切です。

親の気持ちになったときにも、明日起こるかもしれない大地震を前に、危険校舎だと言われている建物で学ばせることが果たしてどうなのか。最大限優先すべきは、校舎の耐震工事ではないか。また文化会館もいつ災害が来るか分からない中で、20年間ほとんど補修がなされていない。補修は必要不可欠です。このことをきちっと押さえておきたいと思います。今、お手元の資料に上げられているような校舎で子どもたちを学ばせていることを考えると、私自身非常につらい思いがあり、この原点に立って、議論を深めることが大事です。

(委員) 私たちは、教育問題、その他の事業との比較の中で、何に重点を置くべきかをきっちり押さえ、今回の3億5千万円の使い方について、教育問題に限っても優先順位の高いものがまだあるという考え方からすると、果たしていかがかという疑念はきちんと例示していくべきだと思います。

(委員) ここで詰めていかなければいけないのは、やはり教育とのかかわり。特に市長からプールの再開について教育委員会の考えを聞かせてほしいということでしたので、この問題を考えるときに、話の筋道はそれでいいと思います。

交付金に期限はありますか。

(教育部長) 3月に議決されても、3月いっぱいを使うことはできませんので、翌年に繰り越して使うこととなりますので、21年度に使うことは可能で

す。

(委員) 今までの話の中で、教育委員会として積極的にやるべしというようなことではないことは間違いないと思います。したがって、18年12月の決定に続いて、やはり、私たち教育委員会としては「意見書」を提出したらどうかと思います。

(委員) 再開すれば、施設はできても維持管理費が毎年かかるわけで、それは自前でやらなくてはならないわけです。利用者が減っているという現状を維持したまま再開しても意味はないと思います。

再開する以上は、あそこを憩いの場所とし、どのようにして利用率を高めるかということです。それに関連して料金の問題とか経費のことを考えながら、使い方を工夫していけばいいと思います。いずれにせよ、急ぐ根拠はないと思います。

(教育長) いこいのプールが教育委員会の管下にあると考えたときに、50mプールがあった時代には、市の水泳大会など、スポーツ的な意味を持ってプール全体が管理運営されていました。

一部再開で、50mプールは廃止ということであれば、流水プールと幼児用プールは単なる遊興施設になってくると思います。娯楽施設となると、教育的意義というよりも、観光的意義あるいは厚生的意義という側面が圧倒的に強くなります。

そうなればプール自体が産業経済部に位置づけられていますので、本来のところに戻し、教育委員会の管轄から外すという形にすれば、また考え方も変わってきます。毎年1,200万円の維持費がかかってきますから。

(委員) 永久的に50mプールをなくすというようでは、ますます利用者が減ってきます。

(委員) 50mプールは、子どもが練習のときにある程度使っていました。幼児用プールも、土日になると親が連れてきて多く利用していましたが、平日は本当に少ないという印象です。こんなに少なくでは経営が大変という思いがありました。また同じものをそのまま直すだけだと、魅力を感じてくれるかどうかという気がします。

(委員) 単なる泳いでくださいというPRだけでなく、市民何々大会とかある程度イベントとかのセットで考えていくことも必要だと思います。

(委員) 21年度に再開ということで、少し無理があるかなと思います。やるのでしたら、安全面などを配慮し、いろいろじっくり考えていった方がいいのではないかと思います。

(委員) やはり、形を決めたいですね。教育委員会としては、引き続き18年12月のときと意見は変わらないと。しかし、やるとしたら、こういう

工夫をして、きっちり時間をかけて、経費的にも市民に納得がいくような形で進められるべきではないかといった意見を出したらどうかということです。その事柄を詰めて、2月9日までにまとめるというようなことでどうかと思います。

(委員) 条件については、追って上げていくとして、取りあえず、今出された考え方をまとめれば、市長に対する最低限の意見書は出せるのではと思います。2月9日までに市長に届けるとすれば、日がないです。

<方法、日程調整等を行い、最終的に2月7日(土)10時から、新城市役所鳳来総合支所会議室において、市民プール一部再開についての「意見書」として書面で渡すことになった。> 「意見書」=別紙

(委員長) 長時間ありがとうございました。以上で、2月の臨時教育委員会を終了いたします。

閉会 午後0時07分